

令和 2 年度

放課後児童支援員認定資格研修

開 催 要 項

奈 良 県

# 令和2年度 奈良県 放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

奈良県放課後児童支援員認定資格研修を次の要領で実施いたします。受講を希望される方は、研修詳細をご確認いただき、様式 1「受講申込書」及び必要書類を添付の上、お申し込みください。

## 1. 目的

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者が、放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)第 10 条の放課後児童支援員をいう。以下同じ。)として必要な知識及び技能を補完し、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することによって、放課後児童クラブの質の向上を図ることを目的としています。

奈良県 (委託先:株式会社東京リーガルマインド)

## 3. 研修項目・科目

<b>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 (4.5 時間・90 分×3)</b>
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
<b>2 子どもを理解するための基礎知識 (6.0 時間・90 分×4)</b>
2-④ 子どもの発達理解
2-⑤ 児童期(6 歳～12 歳)の生活と発達
2-⑥ 障害のある子どもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
<b>3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 (4.5 時間・90 分×3)</b>
3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
<b>4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 (3 時間・90 分×2)</b>
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
<b>5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 (3 時間・90 分×2)</b>
5-⑬ 子どもの生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急時対応
<b>6 放課後児童支援員として求められる役割・機能 (3 時間・90 分×2)</b>
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

#### 4. 実施日程・会場

<会場> 定員 100 名

時間割	11/1 (日)	11/23 (月・祝)	11/29 (日)	12/20 (日)
9:20～ 9:25	ガイダンス			
9:25～10:55	1-①	2-④	3-⑨	5-⑬
11:05～12:35	1-②	2-⑤	3-⑩	5-⑭
12:35～13:25	昼休憩	昼休憩	昼休憩	昼休憩
13:25～14:55	1-③	2-⑥	4-⑪	6-⑮
15:05～16:35	3-⑧	2-⑦	4-⑫	6-⑯
16:35～16:55	レポート記入	レポート記入	レポート記入	レポート記入

#### 【会場所在地】

1日目～3日目 奈良市はぐくみセンター 住所:奈良市三条本町 13-1

4日目 奈良県産業会館 住所:大和高田市幸町 2 番 33 号

※受付は9:00開始予定です。

## 5. 応募資格

①県内の放課後児童健全育成事業所において、利用者の支援に従事している者

②今後県内の放課後児童育成事業所において利用者の支援に従事することを、希望している県内在住の者

※①②のいずれも以下の基準第10条第3号のいずれかに該当する者

1号	保育士の資格を有する者
2号	社会福祉士の資格を有する者
3号	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
4号	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

(注1) 「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります(以下、「クラブ」という)。

(注2) ①に該当する者において、今回の受講申し込みで定員を超える可能性がありますので、市町村で優先順位を付けていただきます。

(注3) ②に該当する者において、①に該当する者が定員に満たない場合に受講可能です。

## 6. 研修科目の一部免除について

厚生労働省「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3.(6)「研修科目の一部免除」ア～ウに該当する方(保育士、社会福祉士、教諭の各有資格者)は、希望により各号に定める科目を免除します。科目の一部免除を希望する場合は、受講申込書の該当欄に記入してください。

保育士の資格を有する方	科目④、⑤、⑥、⑦免除可能
社会福祉士の資格を有する方	科目⑥、⑦免除可能
教諭の資格を有する方	科目④、⑤免除可能

※免除科目であっても受講は可能です。その際のレポート記入は任意です。

## 7. 参加費用

研修受講料:無料

教材費:1,500円(消費税込)

※教材は『放課後児童支援員認定資格研修』テキスト・『放課後児童クラブ運営指針』(東京リーガルマインド編著)です。

※1日目に現金と引き換えに教材と領収証をお渡します。つり銭のないように用意してください。

・会場への往復の交通費及び昼食代等は、自己負担です。

## 8. 受講申込方法

### (1) 5. 応募資格①に該当する者

◆申込先:クラブ所在の市町村に必要な書類等を提出してください。

県及び株式会社東京リーガルマインドには、受講申込書類を直接送付しないでください。

受講申込締切日:各市町村が定める日

**※申し込み多数の場合、市町村の優先順位により選考します。**

### (2) 5. 応募資格②に該当する者

◆申込先:株式会社東京リーガルマインドに必要な書類等を提出してください。

受講申込締切日:令和2年10月23日(金)必着

**※申し込み多数の場合、5. 応募資格①に該当する者を優先とします。**

### (3) 受講申込に必要な書類

① 受講申込書(様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください。(コピー使用可)
※ 基準第10条第3項各号に ② 該当することを証明する書類 受講資格確認書類(別紙1)参照	各種資格証の写し、修了証書の写し、実務経験証明書(様式2)、基準第10条第3項第9号または第10号に該当することを市町村が認定した証明書等。 (研修科目の一部免除を希望する場合は、該当する資格を証する書類を添付してください。)
③ 放課後児童支援員認定資格 研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※受講申込書と各資格の確認書類の姓が異なる場合は、戸籍抄本等、変更前、変更後が記載された公的書類を添付してください。

## 9. 受講決定通知等の送付

受講申し込みをされた方には、以下の書類を各本人宛てに開講日の3日前までに郵送します。到着しない場合は、株式会社東京リーガルマインドに問い合せてください。

受講決定された方へ送付する書類	・受講決定通知 ・日程表 ・会場案内
受講決定されなかった方へ送付する書類	・受講不可決定通知

## 10. その他

- (1)各日の受講後にレポートの提出がない場合は、受講修了と認められません。
- (2)15分以上の遅刻・早退・離席があった場合は、該当科目は欠席扱いになります。
- (3)申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても認定を取り消されることがあります。
- (4)申込書類に記載いただいた個人情報、放課後児童支援員認定研修に関するものみに使用します。ただし、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・提供のために使用することがあります。
- (5)地震や風水害等の自然災害や不測の事態により研修を中止する場合は、研修当日の午前7時30分までに、県ホームページ(奈良っ子はぐみ課ページ URL: <http://www.pref.nara.jp/1648.htm>)にお知らせします。
- (6)各会場へのお問い合わせはお控えください。

## 11. 修了後について

全課程を修了(評価レポートの提出を含む)した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」をご本人宛てに送付します。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程を修了していない方には、一部科目修了証を送付します。(1年間有効)

## 12. 問い合わせ先・申込書類送付先

**株式会社東京リーガルマインド 新規事業本部 奈良県放課後児童支援員認定資格研修事務局**  
〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル  
TEL 03-5913-6225 FAX 03-5913-6255

(主催)奈良県文化・教育・くらし創造部子ども・女性局 奈良っ子はぐみ課 放課後児童・手当係

TEL 0742-27-8606 FAX 0742-27-2023

## <よくあるご質問>

---

### Q1. 会場に駐車場はありますか。

A1. 利用者用駐車場があります。台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関の利用をお願いします。また、利用者用駐車場料金が発生する場合は各自で負担してください。

### Q2. 遅刻をしたら、どうなりますか。

A2. 講義開始後 15 分以上の遅刻・早退は、欠席扱いになります。  
欠席となった科目のみ、来年度に受講してください。

### Q3. 資格証が見当たらないのですが、科目の一部免除を希望しなければ提出しなくてもいいですか。

A3. 3号または9号(2年以上、2,000時間実務経験のある方)、または10号(5年以上)に該当し、科目の一部免除を希望しない場合には、資格証の添付がなくても構いません。卒業証書の写し、または卒業証明書と3・9・10号に必要な実務経験証明書(様式2)を提出してください。

### Q4. 免除を申請した科目も受講できますか。

A4. 免除を申請された科目も受講可能です。その際のレポート記入は、任意です。

### Q5. 現在の姓と資格証の姓が異なっている場合は、どうしたらよいですか。

A5. 変更前、変更後が記載された公的書類(戸籍抄本等)を添付してください。

### 【その他】

- ・研修に必要な持ち物、会場の詳細案内は、受講決定通知書と合わせてご案内いたします。
- ・受講中の留意事項(欠席の場合・レポート)の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。
- ・その他受講に関するお問い合わせは株式会社東京リーガルマインド 新規事業本部 奈良県放課後児童支援員認定資格研修事務局までお願いします。

### ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策について

- ・研修前日または当日に、発熱・咳等の症状がみられる方は欠席をお願いします。
- ・研修会場への移動中も含め、研修中のマスクの着用をお願いします。
- ・屋外から研修会場への移動時は、手指の消毒をお願いします。
- ・座席指定などにより、密をさけた受講を行います。
- ・研修会場の換気のため、講義時間中であっても、扉や窓を開放することがあります。
- ・研修の定員は変更する場合があります。